

十日町市「施工時期選択可能工事制度」令和8年4月試行要領

第1 目的

工事開始日を受注者が任意に選択できる施工時期選択可能工事制度については、受注者が有する人材・資機材等の安定的・効率的な活用や工事の品質確保のため、特に第1四半期における工事量を確保し、施工時期の平準化を図るとともに、制度導入にあたっての課題を抽出することを目的として本要領により試行する。

第2 用語の定義

本要領で使用する用語の意義は、それぞれ下記のとおりとする。

- (1) 施工時期選択可能期間 契約締結予定日から市が指定する工事開始期限日までの余裕期間をいう。
- (2) 工事期間 工事開始期限日を起算日とした標準工期又は積上げ工期の日数分の期間をいい、契約締結時にあつては、市が承認した工事開始日を起算日とした標準工期又は積上げ工期の日数分の期間(以下「標準工期等」という。)をいう。
- (3) 契約工期 契約締結日から履行期限日までをいう。

第3 施工時期選択可能工事制度

施工時期選択可能工事制度は、次の各号に掲げる事項を適用するものでなければならない。

- (1) 受注者は、契約締結日から発注者が指定する工事開始期限日までの期間で、工事開始日を選択することができること。
- (2) 受注者が工事開始日の選択を希望する場合は、落札者決定日から起算して7日以内に工事開始日選択承認申請書(別紙様式1-1)により、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 契約締結日から工事開始日の前日までの間は、主任技術者及び現場代理人の配置を求めないこと。
- (4) 工事開始日の前日までの間の現場管理は発注者の責任において行うこととし、工事の施工(現場事務所等の設置、工場製作等)を行わせないこと。ただし、現場に搬入しない資機材の準備はできるものとする。
- (5) 工事開始期限日は、次の表の左欄に掲げる期間のうち契約締結予定日が属するものの区分に応じ、同表の右欄に定める期間内において定めること。なお、債務負担行為を設定した工事のうち、1月から3月までに支出負担行為を行う工事については、工事開始期限日を、翌年度に設定することが可能であること。

契約締結予定日	工事開始期限
1月1日から5月31日まで	契約締結予定日から90日以内
6月1日から7月31日まで	契約締結予定日から60日以内
8月1日から9月30日まで	契約締結予定日から30日以内

(7) 工事開始期限日を定めるときは、工事開始期限日から工事完成日までの期間をもって適正工期が確保されるよう考慮すること。

第4 対象工事

次の条件すべてを満たす建設工事を対象として取り扱うこととし、第6に定める事務手続を行うものとする。

- (1) 令和8年4月1日以降に入札公告となる工事で、予定価格が200万円超3,500万円未満の工事（災害復旧工事など緊急性のある工事、連続工事などにより発注者側で工事開始日を制限する可能性が高い工事及びゼロ交付金事業等の工事で着手日を指定する工事を除く。）
- (2) 次の条件のうち、ア又はイのいずれかを満たすもの
 - ア 債務負担行為を設定し、1月から3月までに支出負担行為を行うもののうち、債務負担行為の期間終了までに標準工期を確保できる工事
 - イ 4月から9月までに支出負担行為を行うもののうち、9月末日までに契約を締結し、当該年度内に標準工期を確保できる工事
- (3) 竣工日又は供用開始日が定められていない工事

第5 工事の選定

施工時期選択可能工事は、第4に該当する工事のうちから、工事内容を精査し、工事主管課長が選定する。

第6 事務手続

事務手続については、次の各号により行うものとする。

- (1) 経費執行何から契約まで
 - ア 経費執行何書において「施工時期選択可能工事」の旨及び工事開始期限日を記載した上で、予算執行職員の決裁を受けるものとする。
 - イ 入札公告文書に「施工時期選択可能工事制度」対象の旨を記載すること。また、特記仕様書（別紙様式2）を添付すること。
 - ウ 落札者が工事開始日の選択を希望する場合は、落札通知の日から起算して7日以内に工事開始日選択承認申請書（別紙様式1-1）により、市長の承認を受けること。希望しない場合は、通常どおり施工することとする。
 - エ 落札通知の日から起算して7日以内に契約を締結すること。

なお、契約保証期間は、契約締結日から履行期限日までとすること。

(2) 契約後

落札者が工事開始日の選択を希望し、市長に承認された場合は、承認された工事開始日から7日以内に着手し、工事に着手したときは、受注者から速やかに「着手届」及び「工程表」を提出させること。

なお、受注者における工事实績情報サービス（コリンズ）への登録は、契約締結後10日以内に行うこと。

(3) 工事開始日の変更について

受注者が工事開始日の変更を希望する場合は、工事開始日変更承認申請書（別紙様式3-1）により、市長の承認を受けた後、変更契約を締結しなければならない。

なお、特記仕様書で指定した工事開始期限日を超えて、工事開始日の変更をすることはできない。

(4) 前金払の取扱いについて

十日町市建設工事請負基準約款第34条の定めによる前払金の請求は、発注者が承認した工事開始日からできるものとする。

第7 積算関係

積算に当たっては、契約締結予定日を起算日とした標準工期又は積上げ工期の日数分の期間を工事期間として扱うこととし、受注者の選択により発生する経費（積雪寒冷地における冬期補正、除雪費等）については、発注者は負担しないものとする。

ただし、受注者の責によらない事情が生じた場合は、土木工事設計変更ガイドラインのとおり適切に対応すること。

第8 結果の報告及び検証

結果の報告及び検証については、次の各号により行うものとする。

(1) 工事担当課による報告

工事担当課は、試行の結果を、別紙4により報告するものとする。

提出期限：別に財政課が指定する日

報告先：財政課 工事検査員

(2) 工事発注担当課連絡会議による検証

工事発注担当課連絡会議において、前記(1)の報告を受けた後、試行に関する効果・課題の検証を行う。

第9 その他

要領に実施に関し必要な事項は、この要領に定めるもののほか別に定める。